

令和3年9月定例会

議案説明資料
予算に関する説明書
(令和3年度9月補正予算等関係)

生活環境部

トータルコストについて

トータルコストは、事業ごとに事業費と人件費を一体としたコストを表します。あくまで、費用対効果を判断するための参考表記ですので、職員定数と厳密には一致していません。

令和3年9月定例会議案説明資料目次

生活環境部

【予算関係】 (一般会計)

議案番号	件名	課名等	頁
議案第2号	令和3年度鳥取県一般会計補正予算(第7号)		
	1 補正予算説明資料	(総括表) 脱炭素社会推進課 くらしの安心推進課	3 4 6
	2 歳入歳出事項別明細書		7
	3 節の明細		10

【予算関係以外】 (議案)

議案番号	件名	課名等	頁
議案第13号	公の施設の指定管理者の指定(鳥取県立大山駐車場)について	西部総合事務所県民福祉局	11

(報告事項)

報告番号	件名	課名等	頁
報告第3号	議会の委任による専決処分の報告について (4) 鳥取県天神川流域下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例 (令和3年7月30日専決)	水環境保全課	15

議案説明資料総括表

生活環境部（単位：千円）

課名	補正前の額	補正額	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(一般会計)								
脱炭素社会推進課	222,259	18,057	240,316	10,957			7,100	
くらしの安心推進課	1,360,042	413,000	1,773,042	413,000				
合計	8,898,784	431,057	9,329,841	423,957			7,100	
<p>説明</p> <p>(一般会計)</p> <p>脱炭素社会推進課 (新) 県有施設等での県内企業による太陽光発電設備導入可能性調査事業に係る補正ほか</p> <p>くらしの安心推進課 新型コロナウイルス感染症対策事業(宿泊療養運営等事業)に係る補正</p>								

令和3年度一般会計補正予算説明資料

4款 衛生費

2項 環境衛生費

脱炭素社会推進課(内線:7875)

4目 環境保全費

(単位:千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 県有施設等での県内企業による太陽光発電設備導入可能性調査事業	0	7,100	7,100				7,100	
トータルコスト	0	7,892	7,892	(補正に係る主な業務内容) 事業候補地の選定業務				
従事する職員数	0.0人	0.1人	0.1人					
工程表の政策内容	-							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

公共施設への太陽光発電設備設置について、2030年までに50%、40年には100%という国目標が示された。FIT制度(再生可能エネルギーの固定価格買取制度)の売電単価が低下する中で、太陽光発電設備の導入促進を図るため、県有施設等をモデルとし全量自家消費型の屋根貸し手法(※1)の事業性を調査する。また、その情報を県内事業者(発電事業者、自治体出資地域新電力(※2))に公開し、エネルギーの地産地消に繋がる太陽光発電設備導入手法の構築を図る。

※1 屋根貸し手法: 県有施設等の屋根に太陽光発電設備を県内事業者が無償で設置・運用。発電した電気を直接県が県内事業者から購入し、その電気使用料を支払う屋根貸しビジネスモデル。

<県メリット> 初期費用及び保守・維持費ゼロで、再生可能エネルギー導入が可能となる。また、昼間の消費電力量が多い県有施設にとっては、電力料金の低減が期待できる。

※2 自治体出資地域新電力

(株)とっとり市民電力(鳥取市)、ローカルエナジー(株)(米子市)、南部だんだんエナジー(株)(南部町)

2 主な事業内容

県有施設等の屋根に太陽光発電設備を設置した際に、発電電力の全量自家消費が可能な施設を抽出し、屋根貸し事業候補地を選定する。

(単位:千円)

区分	内容	予算額
県有施設における自家消費型太陽光発電導入事業性調査	県立学校等における全量自家消費可能な施設選定及び収支シミュレーションに係る調査を委託する。 [調査対象施設] 県立学校、社会教育施設、鳥取産業体育館及び消防学校(37施設・577棟)	3,830
下水処理施設における自家消費型太陽光発電導入事業性調査	下水処理施設における全量自家消費可能な施設選定及び収支シミュレーションに係る調査を委託する。 [調査対象施設] 農業集落排水処理施設(174施設・174棟)	3,270
合計		7,100

3 事業目標・取組状況・改善点

【事業目標】

次年度以降、調査結果で事業性の高い県有施設等について、県内事業者を対象に屋根貸し手法による自家消費型太陽光発電設備の導入に取り組む。また、同手法による太陽光発電設備導入を市町村に横展開していく。

○取組の方向性

- ・屋根貸し手法による太陽光発電設備の導入を公共施設で始め、県内事業者による戸建住宅での導入に繋げる。
- ・戸建て住宅の余剰分は売電し、自治体出資地域新電力の経営安定性を高め、再生可能エネルギー導入の好循環に繋げる。
- ・屋根貸しモデル普及と並行して、土地貸し太陽光発電設備導入(オフサイトPPA)を進める。

【取組状況・改善点】

国の導入促進政策のFIT制度の売電単価の低下により、地域発電事業者の太陽光発電設備事業への参入意欲が低下している。FIT制度に代わる再生可能エネルギー導入推進策として、地域発電事業者がFIT制度よりも有利に設置でき、施設所有者の初期投資が不要な自家消費型の屋根貸し太陽光発電設備の導入を促進する。

<県有施設の屋根貸し事例>

平成28年度 県立鳥取湖陵高等学校(実習棟1) 50キロワット

平成28年度 県立図書館・公文書館 50キロワット

※発電事業者がFIT制度により全量売電するため、施設の自家消費なし。

令和3年度一般会計補正予算説明資料

4款 衛生費

2項 環境衛生費

4目 環境保全費

脱炭素社会推進課 (内線: 7205)

(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 県民参画によるカーボンニュートラル推進事業	0	10,957	10,957	10,957				
トータルコスト	0	11,749	11,749	(補正に係る主な業務内容) 補助金、委託業務等				
従事する職員数	0.0人	0.1人	0.1人					
工程表の政策内容	—							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

脱炭素社会(カーボンニュートラル)の実現に向けて、温室効果ガスの排出抑制に資する「緩和策」や、気候変動影響による被害の防止・軽減を図る「適応策」、再生可能エネルギーの導入に対する県民の理解を深め、行動変容を促すため、セミナー等を行う。

2 主な事業内容

(単位: 千円)

区分	内容	予算額
県民参画によるカーボンニュートラル推進事業	<p>○エネルギー構造高度化に関するセミナー開催 WEBを活用し、再生可能エネルギー導入の必要性をPRするとともに、地域新電力会社の取組など県内における先進事例の発表のほか、電気自動車等の住民にとって身近な取組について情報提供を行う。</p> <p>○再生可能エネルギーに関する体験型イベントの実施 とっとり自然環境館等において再生可能エネルギーや電気自動車等の導入に関する体験型イベントを実施する。</p> <p>○地域理解促進のための番組制作 効果的・継続的な理解促進を図るため、セミナー等の実施状況を番組として制作し、地元ケーブルテレビ又は地元民放テレビで放送するほか、WEBサイトに掲載する。</p>	10,957
合計		10,957

3 事業目標・取組状況・改善点

【事業目標】

気候変動の緩和・適応に向けた行動変容を起こすための普及啓発・理解促進を図る。

【取組状況・改善点】

- ・2020年10月、日本政府が「2050年までに二酸化炭素の排出量実質ゼロを目指す」ビジョンを表明し、脱炭素化の取組が加速化している。
- ・本県では、国に先駆けて2020年1月に2050年二酸化炭素排出量実質ゼロを目指す旨の宣言を行った。今後より一層の温室効果ガス削減に向けて、団体・事業者、行政等による連携・協働体制を強化するとともに、県民の意識を高め行動に繋げるため啓発キャラバンの実施など具体的な施策に取り組んでいく。

令和3年度一般会計補正予算説明資料

4 款 衛生費

2 項 環境衛生費

くらしの安心推進課（内線：7185）

3 目 環境衛生連絡調整費

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
新型コロナウイルス感染症対策事業（宿泊療養運営等事業）	895,625	413,000	1,308,625	413,000				
トータルコスト	896,417	413,792	1,310,209	（補正に係る主な業務内容） 軽症者等宿泊療養施設の運営				
従事する職員数	0.1人	0.1人	0.2人					
工程表の政策内容	—							

事業内容の説明 【「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」充当事業】

1 事業の目的・概要

新型コロナウイルス感染症のうち無症状の方や軽症者について、宿泊施設等で安静・療養を行えるよう、新規感染者の拡大に備えて居室を確保する。

2 主な事業内容

（単位：千円）

区 分	内 容	予算額															
軽症者等 宿泊療養 運営事業	<p>新型コロナウイルス患者のうち無症状者・軽症者が療養する居室を確保、運営する。</p> <p>[借上げ施設数、室数]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>当初予算時の想定数</th> <th>現行</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東部（2施設）</td> <td>88室</td> <td>222室</td> </tr> <tr> <td>中部（1施設）</td> <td>104室</td> <td>55室</td> </tr> <tr> <td>西部（2施設）</td> <td>60室</td> <td>280室</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>252室</td> <td>557室</td> </tr> </tbody> </table> <p>※借上げ室数は、宿泊療養が可能な客室にスタッフ用フロアや診察室等を加えた数</p>		当初予算時の想定数	現行	東部（2施設）	88室	222室	中部（1施設）	104室	55室	西部（2施設）	60室	280室	合計	252室	557室	413,000
	当初予算時の想定数	現行															
東部（2施設）	88室	222室															
中部（1施設）	104室	55室															
西部（2施設）	60室	280室															
合計	252室	557室															

※10月末までの借上げについては既定予算で対応予定

3 事業目標・取組状況・改善点

【事業目標】

新型コロナウイルス感染症患者のうち、無症状の方や軽症者が宿泊施設で安静・療養を行える居室を確保する。

【取組状況・改善点】

宿泊療養に備え、東・中・西部の民間宿泊施設で宿泊療養施設の立ち上げを行った。

< 宿泊療養施設の開設 >

東部：令和2年8月、令和3年8月

中部：令和3年5月

西部：令和3年1月、令和3年8月

令和3年度9月補正予算歳入歳出事項別明細書(生活環境部)

(単位:千円)

節	4款 衛生費									
				うち生活環境部						
							2項 環境衛生費			
款項目	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	
1 報酬	361,755		361,755	74,614		74,614	36,579		36,579	
2 給料	1,377,360		1,377,360	711,636		711,636	417,034		417,034	
3 職員手当等	852,751		852,751	375,260		375,260	218,498		218,498	
4 共済費	509,377		509,377	249,603		249,603	144,648		144,648	
5 災害補償費										
6 恩給及び退職年金										
7 報償費	204,760		204,760	65,404		65,404	64,646		64,646	
8 旅費	60,687		60,687	28,026		28,026	20,025		20,025	
費用弁償	11,846		11,846	4,845		4,845	3,002		3,002	
普通旅費	24,516		24,516	15,375		15,375	10,893		10,893	
特別旅費	24,325		24,325	7,806		7,806	6,130		6,130	
9 交際費	100		100	100		100	100		100	
10 需用費	526,191		526,191	145,051		145,051	95,680		95,680	
11 役務費	119,733		119,733	30,761		30,761	25,913		25,913	
12 委託料	2,170,967	20,355	2,191,322	964,031	18,057	982,088	849,670	18,057	867,727	
13 使用料及び賃借料	768,010	409,000	1,177,010	693,101	409,000	1,102,101	684,596	409,000	1,093,596	
14 工事請負費	460,530		460,530	460,530		460,530	230,727		230,727	
15 原材料費	360		360	360		360	360		360	
16 公有財産購入費										
17 備品購入費	16,260	1,508	17,768	15,492		15,492	9,684		9,684	
18 負担金、補助及び交付金	17,224,604	155,887	17,380,491	780,049	4,000	784,049	774,095	4,000	778,095	
19 扶助費	1,330,058		1,330,058							
20 貸付金	972,243		972,243	14,880		14,880	14,880		14,880	
21 補償、補填及び賠償金	1,000		1,000	1,000		1,000	1,000		1,000	
22 償還金、利子及び割引料										
23 投資及び出資金										
24 積立金	390,800		390,800	7,349		7,349	7,349		7,349	
25 寄附金	77,830		77,830	5,930		5,930	5,930		5,930	
26 公課費	25		25							
27 繰出金										
予備費										
計	27,425,401	586,750	28,012,151	4,623,177	431,057	5,054,234	3,601,414	431,057	4,032,471	
財源										
内	国庫支出金	16,162,348	424,957	16,587,305	1,844,143	423,957	2,268,100	1,825,865	423,957	2,249,822
内	地方債	344,000		344,000	344,000		344,000	128,000		128,000
内	その他	1,225,764	153,395	1,379,159	245,158		245,158	214,825		214,825
訳	一般財源	9,693,289	8,398	9,701,687	2,189,876	7,100	2,196,976	1,432,724	7,100	1,439,824

令和3年度9月補正予算歳入歳出事項別明細書(生活環境部)

(単位：千円)

節	款項目	4款 衛生費					
		うち生活環境部					
		2項 環境衛生費			4目 環境保全費		
	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	
1	報酬	317		317	2,295		2,295
2	給料						
3	職員手当等						
4	共済費						
5	災害補償費						
6	恩給及び退職年金						
7	報償費	53,498		53,498	4,481		4,481
8	旅費	700		700	15,823		15,823
	費用弁償	27		27	1,723		1,723
	普通旅費	433		433	9,185		9,185
	特別旅費	240		240	4,915		4,915
9	交際費				100		100
10	需用費	39,810		39,810	37,414		37,414
11	役務費	3,480		3,480	19,479		19,479
12	委託料	310,322		310,322	512,991	18,057	531,048
13	使用料及び賃借料	650,057	409,000	1,059,057	28,204		28,204
14	工事請負費				230,727		230,727
15	原材料費				360		360
16	公有財産購入費						
17	備品購入費				7,764		7,764
18	負担金、補助及び交付金	165,683	4,000	169,683	591,157		591,157
19	扶助費						
20	貸付金				14,880		14,880
21	補償、補填及び賠償金	1,000		1,000			
22	償還金、利子及び割引料						
23	投資及び出資金						
24	積立金				7,349		7,349
25	寄附金				5,930		5,930
26	公課費						
27	繰出金						
	予備費						
	計	1,224,867	413,000	1,637,867	1,478,954	18,057	1,497,011
財源	国庫支出金	1,195,848	413,000	1,608,848	622,422	10,957	633,379
	地方債				128,000		128,000
	その他	2,096		2,096	60,403		60,403
	一般財源	26,923		26,923	668,129	7,100	675,229

令和3年度9月補正予算歳入歳出事項別明細書(生活環境部)

(単位：千円)

節	款項目	生活環境部 合計		
		補正前	補正額	補正後
1	報酬	111,856		111,856
2	給料	998,586		998,586
3	職員手当等	523,593		523,593
4	共済費	351,192		351,192
5	災害補償費			
6	恩給及び退職年金			
7	報償費	84,172		84,172
8	旅費	42,299		42,299
	費用弁償	8,833		8,833
	普通旅費	23,525		23,525
	特別旅費	9,941		9,941
9	交際費	100		100
10	需用費	187,131		187,131
11	役務費	49,104		49,104
12	委託料	2,111,655	18,057	2,129,712
13	使用料及び賃借料	721,223	409,000	1,130,223
14	工事請負費	1,751,292		1,751,292
15	原材料費	360		360
16	公有財産購入費			
17	備品購入費	32,562		32,562
18	負担金、補助及び交付金	1,734,201	4,000	1,738,201
19	扶助費			
20	貸付金	16,154		16,154
21	補償、補填及び賠償金	11,584		11,584
22	償還金、利子及び割引料	400		400
23	投資及び出資金			
24	積立金	165,390		165,390
25	寄附金	5,930		5,930
26	公課費			
27	繰出金			
	予備費			
	計	8,898,784	431,057	9,329,841
財源内訳	国庫支出金	2,645,379	423,957	3,069,336
	地方債	1,003,000		1,003,000
	その他	979,170		979,170
	一般財源	4,271,235	7,100	4,278,335

節 の 明 細

項	目	金額(千円)等
4款 衛生費		
2項 環境衛生費		
3目 環境衛生連絡調整費		
負担金、補助 及び交付金	観光需要回復支援事業補助金	4,000

条 例 名 等	公の施設の指定管理者の指定（鳥取県立大山駐車場）について
提 出 理 由 及 び 概 要	<p>1 提出理由 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する公の施設の指定管理者を指定することについて、同条第6項の規定により、本議会の議決を求める。</p> <p>2 概 要</p> <p>(1) 公の施設の名称 鳥取県立大山駐車場</p> <p>(2) 指定管理者 西伯郡大山町大山45番地5 一般社団法人大山観光局 代表理事 足立 敏雄</p> <p>(3) 指定の期間 令和4年4月1日から令和9年3月31日まで（5年間）</p> <p>(4) 理由 大山駐車場の管理業務を効果的かつ効率的に行うため、一般社団法人大山観光局を指定管理者として指定しようとするものである。</p> <p>【参考】選定方法：指名</p>

鳥取県立大山駐車場の指定管理候補者の選定について

鳥取県立大山駐車場の指定管理者について、鳥取県西部総合事務所県民福祉局指定管理候補者審査・指定管理施設運営評価委員会（以下「審査委員会」という。）の審査結果を踏まえて検討を行った結果、次のとおり指定管理候補者を選定した。

1 指定管理候補者

一般社団法人大山観光局 代表理事 足立 敏雄（西伯郡大山町大山45番地5）

※平成18年度から令和3年度までの指定管理者

2 指定期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日まで（5年間）

3 県への納入金

- ・利用料金等収入は指定管理者の収入とする。（業務の実施に要する費用の額に達しない場合も県はその差額を補填しない。）
- ・利用料金等収入（利息収入控除後）に100分の12を乗じて得た金額を県に納入する。
※納入金率は今回16%から12%に変更（現行の県への納入金率（16%）は、平成18年度の指定管理者制度導入に当たり当時の駐車料金等収入に占める行政財産使用料の割合により算出したものであり、現在（令和3年4月時点）の数値により算出すると12%となるため。）

4 指定方式および選定理由

(1) 指定方式 指名指定

（根拠規程）鳥取県の公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（以下「指定手続条例」という。）第6条、鳥取県立大山駐車場の設置及び管理に関する条例（以下「設置管理条例」という。）第4条

(2) 選定理由

- ・鳥取県立大山駐車場は、登山客・スキー場来場者等の利用のみならず、催事会場として使用される等、大山地区の観光インフラとしての機能を合わせ持っている。
 - ・大山開山1300年祭（H29～R1）を経て、スキー場に過度に依存しない年間を通した観光誘客促進や、新型コロナ禍での自然への関心の高まりなど、観光振興を取り巻く環境の変化に適合していく必要がある。
 - ・地元、町と連携を図りながら更なる観光振興を図るためには、長年にわたり大山圏域の観光振興を担う大山観光局の経験・ノウハウを用いた観光振興業務と駐車場運営業務の一体的な実施が不可欠である。
- ※令和2年度審査委員会（令和2年11月12日開催）において「現行の指定管理者への指名指定の継続が適当」との意見を受けている。
- ※今回の指名指定の方針は、福祉生活病院常任委員会（令和3年6月15日開催）において報告済。

5 審査委員会による選定経緯

(1) 審査委員

氏名	所属等
後藤 洋次郎（委員長）	後藤洋次郎税理士事務所長
高増 佳子（副委員長）	米子工業高等専門学校建築学科教授
杉谷 伸一	地域自主組織まちづくり大山事務局長
成瀬 以久	米子商工会議所女性会監事
齋尾 安広	鳥取県西部総合事務所県民福祉局長

(2) 開催経緯

- ア 第1回審査委員会 令和3年6月10日（木）
委員長及び副委員長の選出、鳥取県立大山駐車場の概要説明、審査要項・審査基準等の審議
- イ 第2回審査委員会 令和3年8月20日（金）
指定管理候補者の面接審査、採点及び採点結果の審議、指定管理候補者の選定

(3) 選定基準

No.	選定基準	審査項目	配点
1	施設の平等な利用を確保するのに十分なものであること。 (指定手続条例第5条第1号)	管理の基本的な考え方の適合性 〔施設設置目的の理解 管理運営の方針等〕	必須 (配点なし)
2	施設の効用を最大限に発揮させるものであること。 (指定手続条例第5条第2号)	<ul style="list-style-type: none"> 施設の設置目的に沿ったサービス・事業の内容 施設管理、開館時間・料金設定等 事故・事件の防止措置、緊急時の対応 個人情報保護等への対応 利用者等の要望の把握及び対応方針 	55
3	管理に係る経費の効率化が図られるものであること。 (指定手続条例第5条第2号)	収支計画及び見積内容	10
4	管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあること。 (指定手続条例第5条第3号)	<ul style="list-style-type: none"> 団体の財政基盤・経営基盤、組織及び職員の配置等 人材育成の方針及び職員への研修計画 関係法令に係る監督行政機関からの指導等の状況 法人の社会的責任の遂行状況 〔障がい者雇用、男女共同参画推進企業等の認定等、ISO14001・TEAS I 種規格等の認証等〕 当該施設の管理運営状況の実績評価 	35
合 計			100

(4) 審査結果（面接審査及び書類審査）

選定基準	配点	一般社団法人 大山観光局	委員からの主な意見等
1	適/不適	適	・長年に渡る管理運営により十分なノウハウが蓄積されている。
2	55	35.0	<ul style="list-style-type: none"> 利用者目線に合わせた使いやすさ（利用時間・利用料金等）に配慮がされている。 スキー場や地元の宿泊施設等と連携が取れており、引き続き強化してほしい。 利用者の増加や大山寺周辺の活性化を目指すのであれば、冬季の駐車料金の値下げを今後の課題として検討する必要がある。 スキー場料金と絡めた冬季の割引料金設定等を検討しては。 一番いけないのは途中で運営ができなくなること。駐車料金の設定の仕方（大山隠岐国立公園上楨原駐車場やグリーンシーズンの有料化等）によっては収入が増やせるのでは。事故があってはいけないので、財政的にも心配の無い形で運営してほしい。 県の取組になるが、融雪装置の延長整備も大変ありがたい。
3	10	5.6	<ul style="list-style-type: none"> 過去の実績をみると、収入の変動に応じた支出面の抑制が行われるなど、的確な対応が行われている。 雪不足、コロナ禍、スノーボードへの移行等、近年は考慮することが多く収支計画は大変と思うが、大山の夏冬の魅力を地域内外の若者・子ども達に広く伝え、活用される運営を。
4	35	17.2	※審査意見なし
合計	100	57.8	※委員5名の平均点 【参考】 各審査項目の全てを「普通」（2点）で評価した場合は、36.0点

6 指定管理候補者の事業計画の概要

(1) 利用時間・休場日

○利用時間 終日

○休場日 大山国立公園駐車場（博労座） 無休
 大山屋内駐車場 冬季（スキー場営業期間）以外
 大山隠岐国立公園上楨原駐車場 冬季（スキー場営業期間）以外

※大山屋内駐車場、大山隠岐国立公園上楨原駐車場は、グリーンシーズンにおいても来訪者が見込まれる時期は開放する場合がある。

(2) 利用料金・利用料金の減免

利用料金	大山国立公園駐車場（博労座）	冬季以外	無料
		冬季	乗用車 1,000円 ※午後1時以降入場の場合 700円 ※午後5時以降入場の場合 500円
			大型バス 2,400円
			マイクロバス 1,800円
			二輪車 100円
大山屋内駐車場	平日及び連泊2日目以降 1,000円 土日祝日及び年末年始(12/29~1/3) 1,500円		
大山隠岐国立公園上楨原駐車場	無料		
利用料金の減免	全額免除	○障がい者の利用（介護者を含む） ○要介護認定者、要支援認定者の利用（介護者を含む） ○県が主催（共催、後援）する事業の実施関係者の利用 ○官公署等の公務による利用等	
	一部免除（終日500円）	○3月第1日曜日の翌日から同シーズンのスキー場営業日の期間に大山国立公園駐車場（博労座）及び大山屋内駐車場を利用（乗用車に限る）	

(3) 県への納入金

利用料金等収入額の12%

(4) 利用促進策

- 指定管理候補者内の観光部門、会員企業によるイベント・ツアー企画及び情報発信機能を活用してPRを行う。旅行会社（インバウンドを含む）に対しては、旅行商品造成のために必要な観光素材を提供し、利用誘発に取り組む。
- 駐車場に関する問合せやイベント等の実施に際しては指定管理者として一元的に対応し、誘客促進につながるよう、特に「大山」関連のイベント誘発には関係機関等と連携を密に取り組む。
- 新型コロナウイルス感染症対策については、感染拡大防止対応を徹底しつつ、当面は近接エリア（中国地方等）の利用者増へ向けたPRに取り組む。
- 混雑が予想されるスキーシーズンには、駐車場の空き情報及び路面情報の自社ホームページ内での提供による利便性向上、拡張予定の大山国立公園駐車場（博労座）第1駐車場を含めた効率的な運営による利用者増に取り組む。

(5) 利用者要望の把握及び対応方針

ホームページや店頭設置の意見箱等で利用者要望を受ける仕組みを設けており、また、現場係員（有料期間）や観光案内業務を通して直接利用者と接する中でも要望があれば伺うようにしている。

このような利用者からの要望等は組織内で共有、分析の上、利用しやすい駐車環境の整備、料金徴収体制等の改善、関係機関との連携等に活用する。

件名	<p>議会の委任による専決処分の報告について (4) 鳥取県天神川流域下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例 (令和3年7月30日専決)</p>
提出理由及び概要	<p>1 提出理由 鳥取県天神川流域下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき令和3年7月30日専決処分をしたので、同条第2項の規定により本会議に報告するものである。</p> <p>2 概要 (1) 条例の改正理由 下水道法の一部改正に伴い、所要の改正を行う。</p> <p>(2) 条例の改正概要 条例の趣旨について定めた規定中引用する下水道法の条項を改める。</p> <p>3 施行期日 施行期日は、特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律の施行の日とする。</p> <p>【参考】 特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律の概要 (1) 改正の目的 近年激甚化している水災害に対応し、ハード整備の加速化・充実や治水計画の見直しに加え、上流・下流や本川・支川の流域全体を俯瞰し、国、流域自治体、企業・住民等、あらゆる関係者が協働して取り組む「流域治水」の実効性を高める法的枠組み「流域治水関連法」を整備する必要があるため、各法律を改正する。</p> <p>(2) 流域治水関連法整備に係る下水道法改正の概要 ・下水道で浸水被害を防ぐべき目標降雨を計画に位置付け、整備を加速 ・下水道の樋門等の操作ルール策定を義務付け、河川等から市街地への逆流等を確実に防止 ・認定制度、補助、税制特例等により、自治体・民間の雨水貯留浸透施設の整備を支援</p> <p>※いずれも天神川流域下水道については該当なし</p>

鳥取県天神川流域下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県天神川流域下水道事業の設置等に関する条例（昭和58年鳥取県条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項並びに下水道法（昭和33年法律第79号）<u>第25条の30第1項</u>において準用する同法第7条第2項、第21条第2項及び第25条の規定に基づき、天神川流域下水道事業の運営並びに天神川流域下水道の設置、構造及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項並びに下水道法（昭和33年法律第79号）<u>第25条の18第1項</u>において準用する同法第7条第2項、第21条第2項及び第25条の規定に基づき、天神川流域下水道事業の運営並びに天神川流域下水道の設置、構造及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。</p>

附 則

この条例は、特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律（令和3年法律第31号）の施行の日から施行する。